

岐阜県立看護大における新型インフルエンザへの新たな対応について

(平成 21 年 9 月 24 日 健康・安全特別会議決定)

本学における新型インフルエンザへの対応については、5 月 18 日に方針を決定したところではありますが、その後新型インフルエンザの感染は拡大し 6 月には WHO においてフェーズ分類を 6 とし、まん延状況にあるとの宣言がなされたところです。国内においては 8 月を終えてもいっこうに収まるところか、さらに感染者が拡大しています。県内においても学校等における集団感染の報告が毎日のようになされています。

このような状況の変化を受け、今後本学における新型インフルエンザへの今後の対応については、以下のとおりとします。

1 新型インフルエンザの感染者となった場合

(1) 学生が感染者となった場合

教務学生課への報告

内容(発症日、受診日、判定日、現在の健康状態、家族の状況等)

出席停止の決定(期間:医療機関の診断を基に大学にて決定)

解除決定

ア 教務学生課への報告(医療機関の診断結果を添付)

イ 上記の医療機関の診断結果を基に解除の有無を決定

(2) 教職員(非常勤専門職員、日々雇用職員含む)が感染者となった場合

総務課への報告(教員にあっては講座等責任者へも)

内容(発症日、受診日、判定日、現在の健康状態、家族の状況等)

自宅での治療(病気休暇とする、期間は医療機関の診断を基に判断)

自宅治療の解除決定

ア 総務課への報告(医療機関の診断結果を添付)

イ 上記の医療機関の診断結果を基に解除の有無を決定

(3) その他関係者(警備員等)が感染者となった場合

所属から総務課への報告

治癒までの間、所属における業務からの除外措置

所属から総務課への治癒報告(復帰)

(4) 大学としての措置

休校措置

- ・学生又は教職員が感染した場合において、その状況により休校措置の有無について決定する。

諸活動の自粛措置

- ・学生又は教職員が感染した場合において、その状況により学生の集団活動(サ

ークル等)、教職員の出張等について自粛措置を行う。

保健所への報告

- ・一週間以内に感染者(学生、教職員)が2名以上発生した場合は、保健所へ報告する。

大学行事の見直し等

- ・大学として予定している各行事(入試含む)については、担当する委員会等において事前に検討し大学としての対応方針を定めておき、感染の状況により速やかに対応する。

* [休校措置への対応について]

措置決定

- ・感染者が発生した時点において、感染者の人数、当該者の直近の行動などを考慮し、休校の有無を決定する。
- ・休校決定する場合においては、期間、範囲等を定める。
(例)学年単位、実習領域単位、実習グループ単位等での休校措置
- ・学生、教職員(非常勤講師含む)及び関係機関への連絡
 - * 関係機関：実習施設、県、文科省、関係業者

期間中の措置

- ・休校開始後、感染者等の状況を毎日把握する。学生においては教務学生課へ、教職員については総務課へ報告させる。
- ・休校期間中の必要連絡事項についてはメール等により連絡する。
- ・実習実施期間内にあっては、休校解除後に速やかに実施できるよう実習機関との協議を行う。

解除決定

- ・休校期間終了2日前までに感染者等の状況から、休校解除の有無について検討し、前日にはすべての関係者に速やかに連絡(解除又は休講延長等)することを徹底する。

* 新型インフルエンザの疑いが生じた場合についても原則上記1の対応に準じ報告等の対応を行う。

2 濃厚接触者となった場合

(1) 学生が濃厚接触者となった場合

教務学生課への報告

内容(感染者の発症日、受診日、判定日、現在の健康状態、家族の状況等)

登校停止の指導(期間等を含む)

登校開始の決定

ア 教務学生課への報告(感染者及び自身の健康状況等)

イ 上記報告内容により決定

- (2) 教職員（非常勤専門職員、日々雇用職員含む）が濃厚接触者となった場合
総務課へ報告する（教員にあつては講座等責任者へも）
自宅での待機（期間等を含む）
登校開始の決定
ア 総務課への報告（感染者及び自身の健康状況等）
イ 上記報告内容により決定

- (3) その他関係者（警備員等）が濃厚接触者となった場合
- ・所属から総務課へ報告する（復帰も同様）
 - ・業務内容により自粛（業務除外）を要請する

* 濃厚接触者とは、 家族等感染者と同居する者、 感染者と直接対面した者（2 m程度の近距離で適切な感染防御をせずに長時間の会話等の接触のあった者）

- 3 実習施設等において感染者が発生した場合
施設からの申し出、あるいは教職員等において情報が得られた場合には、速やかに対応を決定する。
上記の場合、施設と密接な連携により取り組む（実施の有無、対応策の有無）
- 4 予防措置等について
これまでと同様、引き続き学生、教職員等に手洗い、うがい、マスクの着用等、自主的な防衛策を呼びかける。
なお、病院、施設等で実習を行う学生、教員においては原則マスク着用とする。
しばらくの間、週の始めに学生の健康状態を把握する。なお、後期セメスター開始日（10/1）も同様とする